

第9回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成15年6月26日(木)午前9時30分～午前11時40分

場 所 生駒市コミュニティセンター 203・204会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、池田利雄、小川孝太郎、津村貴一、中尾芳巳、
前場トモ子、松川春彦、横井和子

実施機関職員 情報政策課課長補佐 田島誠、同課情報化推進係長 古里瑞生
事務局 企画財政部長 窪田勝博、文書課長 新谷厚、情報公開室長 川崎寿
彦、同室情報公開係長 堀本慎一

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 委員名簿
- 3 諮問個第8号諮問書類一式
- 4 平成14年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況報告書

議 題

- 1 諮問個第8号 電子計算機の結合について
- 2 平成14年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について
- 3 その他

審議内容

- 1 諮問個第8号 電子計算機の結合について

(総合行政ネットワーク「L G W A N」への参加に伴い、本市のコンピュータと奈良県が管理するコンピュータを通信回線を用いて結合することについて)

〔結論〕

適当なものと認める。

答申の文言等詳細については、会長と副会長に一任する。

〔審議経緯〕

- (1) 事務局概要説明

事務局(文書課情報公開室)から、本諮問についての概要説明があった。

- (2) 実施機関説明

所管課である企画財政部情報政策課の職員から、追加資料を配付の上、本件についての詳細説明があった。

(3) 質疑

次のような質疑があった。

Q . 利用メリットで市民サービスの向上があったが、将来的に他の都道府県で住民票が取れるというサービスもこの L G W A N に含まれているのか。

A . 住民票の交付については 8 月 2 5 日からサービスが開始されるが、住民基本台帳ネットワークの中で行われるもので、今回の諮問事項である L G W A N のネットワークとは別である。

Q . K C N を通じてホームページを開いているが、新たに結合するところが多くなればなるほど危険性が増すのでは。例えば、市町村間でセキュリティに対する温度差があるのではないのか。

A . L G W A N は閉じられた行政専用のネットワークで他からのアクセスはできない。また、公共団体間で直接のやりとりはなく、N O C (ネットワークオペレーションセンター) を通さなければならない。また、結合部分には種々のファイヤーウォールがあり、あらゆるところで不正侵入を防御するようになっている。

Q . 他市のセキュリティが不十分であれば情報が流れてしまうことも考えられるのでは。

A . セキュリティの弱いところがやられるかもしれないが、本市まで影響を受けるようなことはない。本市は高度な対策を講じているので、事実上、不正なアクセスは不可能である。

Q . インターネットの回線を使って、日常のやり取りを市町村間でやっていると思うが、今後、電子メールでのやり取りは L G W A N を使うようにシフトしていくのか。

A . L G W A N の方が安全面において強固であるので、現在は参加団体が少ないため利用は少ないが、今後、参加団体が増えれば利用も多くなると思われる。

Q . 国と地方のやり取りが主で、個人とのやり取りはないのか。

A . 行政専用の情報のやり取りがメインで、個人情報やり取りするのが目的ではない。

Q . 電子認証 (個人認証) の仕組みはどのようになるのか。

A . 認証局が県で、窓口は市でのやり取りを L G W A N を使って行う構想はあるが、まだ決まっていない。

Q . 資料 4 ページの盗聴、改ざんはどこから入ってくるのか。職員が何かするののか。

A . 一般人が入れないことを原則にしているが、個人（ハッカー）が入ってくる可能性があるため、セキュリティ面で保護している。また、職員についてはＩＣカードによる管理を行うことになる。

Q . ＩＣカードはどのような職員に配布するのか。

A . ＬＧＷＡＮを使う権限を持った職員のみ配布する

Q . 一般市民が職員になりすまして、入り込むことはできないのか。

A . カードの複製は無理である。

Q . 自宅のパソコンから職員が入ることはあり得ないのか。

A . システムを熟知している職員が悪意を持ってコンピューターの設定を変更して、自宅からアクセスする場合は可能であるかもしれないので、セキュリティ面については十分留意していかなければならないと考えている。

Q . セキュリティのチェックはどこが行うのか。

A . 第三者機関によって行う予定である。

Q . 通信記録は残るのか。

A . 随時通信記録は残る。

Q . 災害時等のバックアップは他県、他市から取り寄せられるのか。

A . 通信はＯＣ（オペレーションセンター）に必ず残る。

Q . 接続の時期はいつ頃か。

A . １０月ごろの予定である。

Q . 全国で 94.4% が接続するとのことであるが、接続しない理由は何か。

A . 市町村合併があって単独では決めかねているからで、住基ネットほどの反対はない。

Q . 奈良県内の他市の結合状況及び電算結合における個人情報保護についての審議状況はどうか。

A . 奈良県が音頭を取っているので、接続の時期はほぼ同時期になり、数団体で 8 月実施があるかもしれないが、ほとんどの市が 10 月に結合を行う予定で進めている。

なお、審議会への諮問については、奈良市は審議会を開く予定、大和郡山市は情報を物理的に分けているので安全であると考えているが、必要が

あれば審議会で説明する、檀原市は合併の兼ね合いから接続時期がずれようだが、情報公開室と相談して開く予定であると聞いている。

(4) 審議

次のような意見があった。

どんな場合もメリットの部分とデメリットの部分があるので、セキュリティ面の対策が将来にわたって安全とはいえないが、長い目を見たときには結合は必要であるので賛成する。

公益上の必要がある。でき得る限りのセキュリティ対策が講じられているのであれば、現在の判断としては、結合するのはやむを得ないということになるのでは。

条例制定時のネットワークははっきりした個人情報をやり取りすることが前提であったが、まだ取り扱う個人情報が決まっていない時点での情報の基盤作りのための結合であり、今後どういう情報が流れるかが不明である状態での議論は難しいと思う。

システムについても個人情報の取扱いについて検討する必要があるのでは。

侵入される可能性はあるにしても、今は何ともないのだろうが、将来的には国が鍵を握っていて、何か妙だと思う。

時代の流れであり、個人情報保護の先進地としてどうするか考えていただいたら良いと思う。

個人情報関連5法案の成立により罰則の強化が行われ、罰金が100万円まで引き上げられて、抑止力が上がっても、職員と業者がくっついて不正を行えば可能であり、100万円でも決して高くはない。

(5) 答申について

答申については、本日の審議内容を踏まえた上で、会長と副会長で案を作成し、各委員の確認の上、決定することとした。

会議録については、「案」ができ次第送付するので、ご確認をいただきたい。

2 平成14年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

(1) 事務局から、運用状況等についての説明等があった。

(2) 次の内容について質疑応答があった。

存否応答拒否の決定を行った経緯について

任意の代理人からの個人情報の開示について

情報公開に係る不開示処分の取消訴訟の経過について
情報公開コーナーの利用状況について

3 その他

特になかった。